感対第１３１７－４号
令和３年１月２０日

各郡市医師会長　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二

新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築について（依頼）

日頃、本県の感染症対策に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

郡市医師会の皆様におかれましては、病院における新型コロナウイルスワクチンの接種会場の調整につきまして多大なる御尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、市町村は、住民接種の段階における病院以外の接種会場の確保について役割を担っているため、県は、去る１月８日に市町村説明会を開催し、市町村に対し、集団接種会場等の設置を主体的に検討した上で、郡市医師会の皆様に御相談することについて働きかけを行っております。

しかし、その後、地域によっては市町村の検討状況に差があるという声が届いているため、県として今後市町村において行う事務（超低温冷凍庫の設置場所等の関係）について整理し、改めて周知いたしましたので、郡市医師会におかれましても、御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

なお、市町村が、集団接種会場等の検討を行うに当たり、医師の派遣などについて相談がありましたら、格別の御配慮をいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

担　当
新型コロナウイルスワクチンチーム
（感染症対策課内）
０４８－８３０－７５０１・７３３０
a3510-22@pref.saitama.lg.jp

加入潮医師会
収受
3.1.21
第1238号

写

感対第１３１７－１号
令和３年１月２０日

各市町村長　様

埼玉県知事　大野　元裕

新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築について（依頼）

日頃、本県の感染症対策に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制につきましては、国の主導の下、必要な財政措置を行い、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、都道府県は広域的観点から必要な調整を行うこととされております。

そこで県では、広域的観点から、医療従事者等への接種会場となる病院に加えて、住民接種の会場となる病院についても、県医師会及び郡市医師会の御協力をいただきながら、超低温冷凍庫の設置先の調整をしているところです。

さて、市町村は予防接種の実施主体であり、予防接種計画を定め、集団接種会場等の検討や相談体制の確保、予防接種台帳システム等の構築などの様々な事務を行う必要があります。

その中でも、集団接種会場等の調整に当たっては、地域の医療を担う郡市医師会の協力は不可欠であるため、県としても、各郡市医師会に対し、市町村からの相談に応じて御協力いただけるようお願いをしたところです。

各市町村におかれましては、県民の生命を守るため、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の準備を急ピッチで進めておられることと思いますが、改めて市町村長の皆様のリーダーシップを発揮していただき、接種体制構築に遅滞が生じないよう、御対応のほどお願い申し上げます。

担　当
新型コロナウイルスワクチンチーム
（感染症対策課内）
０４８－８３０－７５０１・７３３０
a3510-22@pref.saitama.lg.jp

感対第１３１７－２号
令和３年１月２０日

各市町村所管部課長　様

埼玉県保健医療部長　　関本　建二

超低温冷凍庫（－７５℃対応）の配置先等について（依頼）

日頃、本県の感染症対策に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制構築につきましては、現在、各郡市医師会において、病院における接種の調整をお願いしているところですが、市町村においても、集団接種会場等、市町村独自の接種会場について、検討を進めることとしております。

去る１月８日に開催いたしました市町村説明会においてご説明したとおり、市町村は予防接種の実施主体であると同時に、住民接種の段階における病院以外の接種会場や医療従事者を確保する役割を担っております。

そのためには、地域の医療を担う郡市医師会との協力は不可欠であり、去る１月７日に開催されました県医師会理事会におきまして、県及び県医師会から各郡市医師会に対し、市町村からの相談に応じて御協力いただけるようお願いをしたところです。

県民の生命を守るため、各市町村におかれましては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の準備を急ピッチで進めておられることと思われますが、県として、改めて今後市町村において行う事務（超低温冷凍庫の設置場所等の関係）について整理いたしましたので、内容を十分に御確認いただき、接種体制の構築に遅滞が生じないよう、御対応のほどお願い申し上げます。

担　当
新型コロナウイルスワクチンチーム
（感染症対策課内）
０４８－８３０－７５０１・７３３０
a3510-22@pref.saitama.lg.jp

今後市町村において行う事務について
（超低温冷凍庫の設置場所等の関係）

1　集団接種会場など病院以外の超低温冷凍庫の配置場所の調整 市町村から県に報告

○　1月 8 日の市町村説明会でもお話ししたとおり、新型コロナウイルスワクチンは、非常に多くの方々に接種する必要があるため、接種会場の数を十分に確保する必要があります。（P2 の「ワクチン接種機関の割り当てイメージ」を参照）

○　県では病院の超低温冷凍庫の設置について調整をしているところですが、病院の数には限られており、また、様々な事情により御協力をいただけない病院もあることが想定されるため、**市町村においては病院以外の会場を検討する必要があります。**（P3 の各市町村への超低温冷凍庫の割り当て数を参照）

○　市町村で設置する集団設置会場等について、郡市医師会との調整を行っていない場合は、すぐにでも郡市医師会と協議を行い、医師の派遣等について調整を行ってください。

○　なお、A･B 病院以外の超低温冷凍庫の配置先として、診療所を検討する場合には、市町村から郡市医師会にアプローチし、相談をしてください。（県医師会から協力依頼はしておりますが、あくまでもお願いであり、該当する診療所がない場合もありますので、調整に当たり留意してください。）

⇒　市町村は、集団接種会場などの調整結果を踏まえて、令和3年１月８日付け埼玉県保健医療部長通知、感対第１１８１号「超低温冷凍庫（－75℃対応ディープフリーザー）の割り当て等について」（依頼）に、１月 25 日（金）までに回答してください。

ワクチン接種機関の割り当てイメージ



各市町村の超低温冷蔵庫(マイナス75℃対応)ディープフリーザーの割当数と病院数

ディープフリーザーが届くまでは、ドライアイス＋保冷ボックスで対応

郡市医師会にお示ししたたたき台ベース

団体名	割当数	(内訳) ※２月分には県からの割当分を含む					超低温冷凍庫を配置する病院数	集団接種会場又は診療所等
		2月	3月	4月	5月	6月		
さいたま市	83	11	7	16	27	22	35	48
川越市	23	4	2	4	7	6	20	3
熊谷市	13	2	1	3	4	3	10	3
川口市	41	6	3	8	12	12	19	22
行田市	6	1	1	1	1	2	2	4
秩父市	5	1	0	1	2	1	5	0
所沢市	23	4	2	4	7	6	21	2
飯能市	6	1	1	1	1	2	4	2
加須市	7	1	1	1	3	1	4	3
本庄市	5	1	1	1	1	1	5	0
東松山市	6	1	1	1	2	1	6	0
春日部市	15	2	2	3	4	4	12	3
狭山市	11	2	1	2	3	3	9	2
羽生市	4	1	0	1	1	1	2	2
鴻巣市	8	1	1	1	3	2	3	5
深谷市	10	2	1	2	3	2	8	2
上尾市	15	2	2	3	4	4	4	11
草加市	16	3	1	3	5	4	6	10
越谷市	23	4	2	4	7	6	13	10
蕨市	5	1	1	0	2	1	3	2
戸田市	9	1	1	2	3	2	5	4
入間市	10	2	1	2	3	2	7	3
朝霞市	9	1	1	2	3	2	3	6
志木市	5	1	1	1	1	1	2	3
和光市	6	1	1	1	1	2	4	2
新座市	11	2	1	2	4	2	6	5
桶川市	5	1	1	0	2	1	2	3
久喜市	10	1	1	2	3	3	6	4
北本市	5	1	0	1	2	1	2	3
八潮市	6	1	1	1	2	1	3	3
富士見市	7	1	1	1	3	1	5	2
三郷市	10	2	1	2	3	2	6	4
蓮田市	5	1	0	1	1	2	3	2
坂戸市	7	1	1	1	2	2	5	2
幸手市	4	1	0	1	1	1	4	0
鶴ヶ島市	5	1	1	0	2	1	2	3
日高市	4	1	0	1	1	1	3	1
吉川市	5	1	1	0	2	1	1	4
ふじみ野市	8	1	1	1	3	2	3	4
白岡市	4	1	0	1	1	1	3	1
伊奈町	4	1	0	1	1	1	4	0
三芳町	3	1	0	1	1	0	3	0
毛呂山町	4	1	1	1	0	1	3	1
越生町	2	0	1	0	0	1	0	2
滑川町	2	0	1	0	1	0	0	2
嵐山町	2	0	1	0	1	0	1	1
小川町	4	1	1	1	0	1	3	1
川島町	2	0	1	0	1	0	1	1
吉見町	2	0	1	0	1	0	0	2
鳩山町	2	0	1	0	1	0	1	1
ときがわ町	2	0	1	0	0	1	0	2
横瀬町	1	0	1	0	0	0	0	1
皆野町	2	0	1	0	0	1	2	0
長瀞町	1	0	1	0	0	0	0	1
小鹿野町	2	0	1	0	0	1	1	1
東秩父村	1	0	1	0	0	0	0	1
美里町	2	0	1	0	0	1	0	2
神川町	2	0	1	0	1	0	0	2
上里町	3	0	1	1	0	1	0	3
寄居町	3	0	1	1	0	1	2	1
宮代町	3	0	1	1	0	1	0	3
杉戸町	4	1	0	1	1	1	1	3
松伏町	3	0	1	1	0	1	3	0
市町村合計	516	79	66	92	151	128	291	224

※ 割当数には県に配分された分も含む

2　住民接種時の小分けにできる「サテライト型接種施設」の調整
市町村から県に報告

○　1月15日(金)に国から、住民接種時に、ファイザー社のワクチンを小分けにできる「サテライト型接種施設」の考え方が示されました。

○　この考え方では、B グループ病院から診療所に小分けにするパターン、診療所グループを形成するパターンなどが考えられます。

⇒ 集団接種会場等の検討に加えて、必要があれば市町村が郡市医師会と相談しながら、住民接種時のサテライト型の連携体制の調整も行ってください。**(別紙回答用紙により、２月１日（月）までに、その調整結果を報告してください。)**

⇒ また、市町村は、その調整結果を踏まえて、令和3年 1 月 8 日付け埼玉県保健医療部長通知、感対第1181号「超低温冷凍庫(－75℃対応ディープフリーザー)の割り当て等について」(依頼)に、1月25日(月)までに回答してください。

3　Bグループ病院への超低温冷凍庫の配置時期の調整
市町村から県に報告

○　郡市医師会に1月20日(水)を期限として調整を依頼しているAグループ病院とBグループ病院の調整結果については、県が情報を入手したら速やかに関係市町村に情報提供をいたします。

○　A･B グループの病院が確定したら、市町村から郡市医師会にアプローチし、B 病院に配置する超低温冷凍庫の配置時期(3 月か、4 月か、5月か、6 月か)について調整してください。

⇒ 市町村は、B グループ病院への超低温冷凍庫の配置時期の調整結果を踏まえて、令和3年 1 月 8 日付け埼玉県保健医療部長通知、感対第1181号「超低温冷凍庫(－75℃対応ディープフリーザー)の割り当て等について」(依頼)に、1 月25日(月)までに回答してください。

新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保

・ファイザー社のワクチンを例外的に小分けすることについて

小分けの基本的な考え方

○　国は、ファイザー社のワクチンは原則小分けにすることができず、小分けができないことを前提に体制を構築することを推奨

○　１月８日（金）の国通知及び１月１５日（金）の国による都道府県向け説明会などにおいて、例外的に小分けができる取り扱いが示された **【小分けを行うか否かについては、あくまでも任意】**

○　超低温冷凍庫が設置されている施設から小分けを受ける施設には、冷蔵（2～8℃）で移送する
⇒ **冷蔵のため５日以内に移送した分の接種を実施する**
⇒ **業者は移送しないため、医療機関等が移送する**

○　超低温冷凍庫を設置した施設が、小分けする施設の分も含めてワクチンの発注を行う
⇒　超低温冷凍庫が設置されている施設が、配分先の施設名、ワクチンを渡した日、本数、ロット番号等を記載した台帳を整備し、管理する

○　**医療従事者等の接種と、住民接種（65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設の従事者、一般の方）では、小分けを受ける施設の条件が異なる**

冷蔵（２～８℃）により移送する場合の留意点

○　容量10L程度、外気温35℃で、12時間以上２～８℃を維持できる**保冷バック**にワクチンの保管場所から速やかに移し替え配送すること

※　移送に使用する保冷バック等（保冷剤、蓄熱材、バイアルホルダー等）は、国が購入し、超低温冷凍庫の配置場所１か所当たり２セット程度配送することを想定している

○　**ワクチンの移送に要する時間は原則３時間以内とする**

○　ワクチンを２～８℃の環境に移した年月日及び時刻を記載した紙をワクチンとともに持ち運ぶこと

○　移送中は保冷バックを揺らさないよう注意を払い、移送中に保冷バックを開けないこと

○　バイアルは必ずバイアルホルダーで固定すること

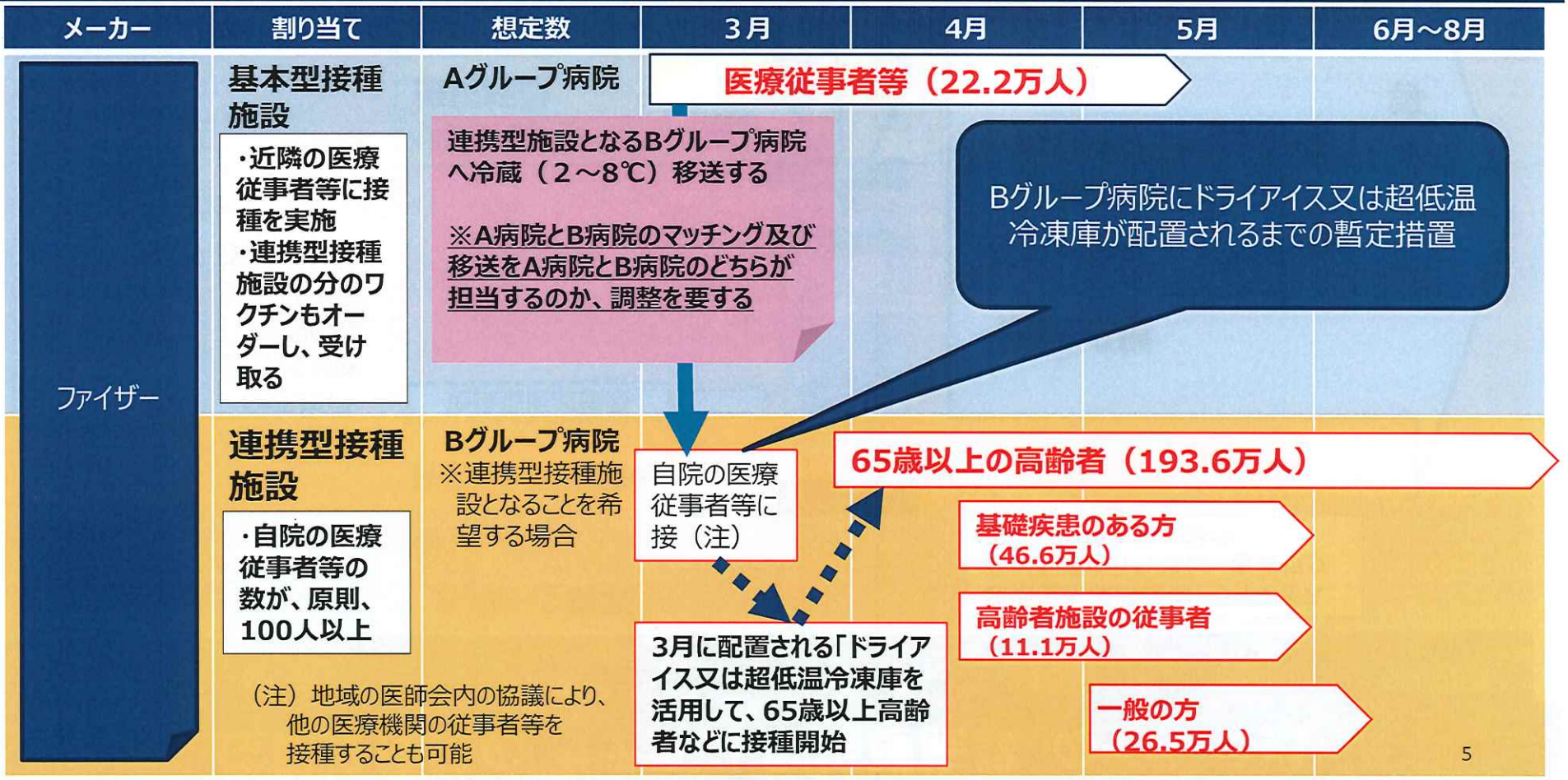
○　**一度保冷ボックスから取り出したバイアルは、原則として保冷ボックスに戻さないこと**
⇒　保冷ボックス内で明確に区分できる場合は、溶解時刻が分かるようにしたうえで戻しても差し支えない
（※　**溶解後の保管可能期間は６時間であることに留意すること**）

○　ワクチン本体の他、ワクチンの希釈に用いる生理食塩水、接種用注射針及びシリンジ、接種シール、添付文書、ラベル読替票等の付属品についても併せて配送すること

小分けを受ける施設になるための条件

接種の実施時期	小分けを受ける施設の名称	条　件	小分けを受ける期間
医療従事者等向け接種	連携型接種施設	**・小分けを受ける施設は、自院の医療従事者等の数が原則100人以上のBグループ病院　⇒　100人以上の医療従事者等の接種を想定** **・ワクチンの発注は、小分けを受けるBグループ病院の分も含めてAグループ病院が行う** **・冷蔵（2～8℃）で**ワクチンを移送する**（業者は移送しない！）** ⇒　Aグループ病院又は小分けを受けるBグループ病院が移送する **・Aグループ病院と連携型接種施設のマッチングは郡市医師会において調整していただくこと**	Bグループ病院の**超低温冷凍庫又はドライアイス等が配置されるまでの間（概ね1か月）**
住民向け接種（65歳以上の高齢者・基礎疾患を有する者など）	サテライト型接種施設	・住民接種の際、**超低温冷凍庫又はドライアイス等が配置する「Bグループ病院、市町村が設置する集団接種会場、又は診療所」（※）**から診療所にワクチンを小分けする **・小分けを受ける施設数は、上記（※）１施設当たり３か所程度を上限とする（同一市町村内の医療機関で連携する）** ・ワクチンの発注と移送については、「医療従事者等向けの連携型接種施設」と同じ **・小分けを行う施設同士のマッチングは、市町村が郡市医師会に相談しながら調整すること**	65歳以上の高齢者の接種開始から住民接種終了まで

医療従事者等向け接種時の「連携型接種施設」のイメージ



住民接種時の「サテライト型接種施設」のイメージ①

メーカー	割り当て	想定数	3月	4月	5月	6月～8月
ファイザー	医療従事者等に対応する病院	Aグループ病院				
	高齢者をはじめ住民の優先接種を行う医療機関又は集団接種会場	Bグループ病院等				

超低温冷凍庫又はドライアイス等が配置された後は、直接ワクチンの供給を受け接種

連携型医療施設

3月に配置

超低温冷凍庫またはドライアイス等 設置施設

小分け

サテライト型接種施設

超低温冷凍庫等の設置施設
1施設当たり、サテライトは３つまで

移送

移送

移送

住民接種

- **65歳以上の高齢者**
- **基礎疾患のある方**
- **高齢者施設従事者**

等

住民接種時の「サテライト型接種施設」のイメージ②

住民接種の接種主体イメージ

原則パターン１



- B病院に超低温冷凍庫を3月以降配置
- 配置後、住民に接種

原則パターン２



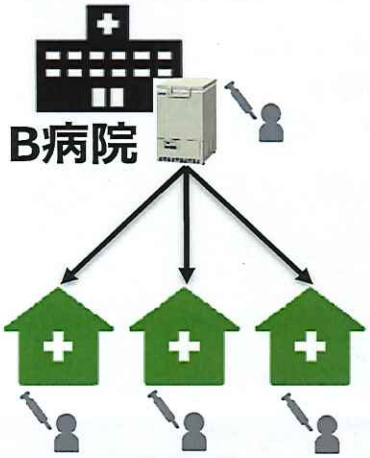
- 集団接種会場に超低温冷凍庫を3月以降配置
- 配置後、住民に接種

原則パターン３



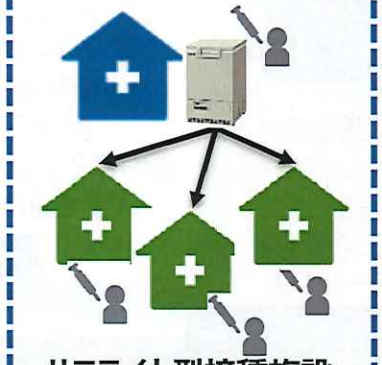
- 診療所に超低温冷凍庫を3月以降配置
- 配置後、住民に接種

小分けパターン１



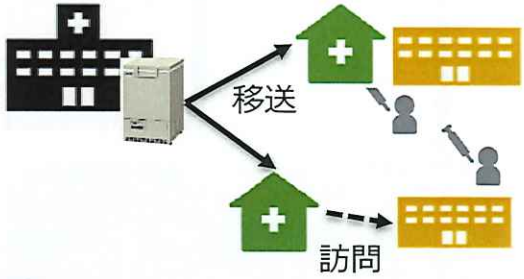
- B病院に超低温冷凍庫を3月以降配置
- B病院からは最大３か所のサテライト型接種施設にワクチンを移送
- B病院及びサテライト型接種施設で接種

小分けパターン２



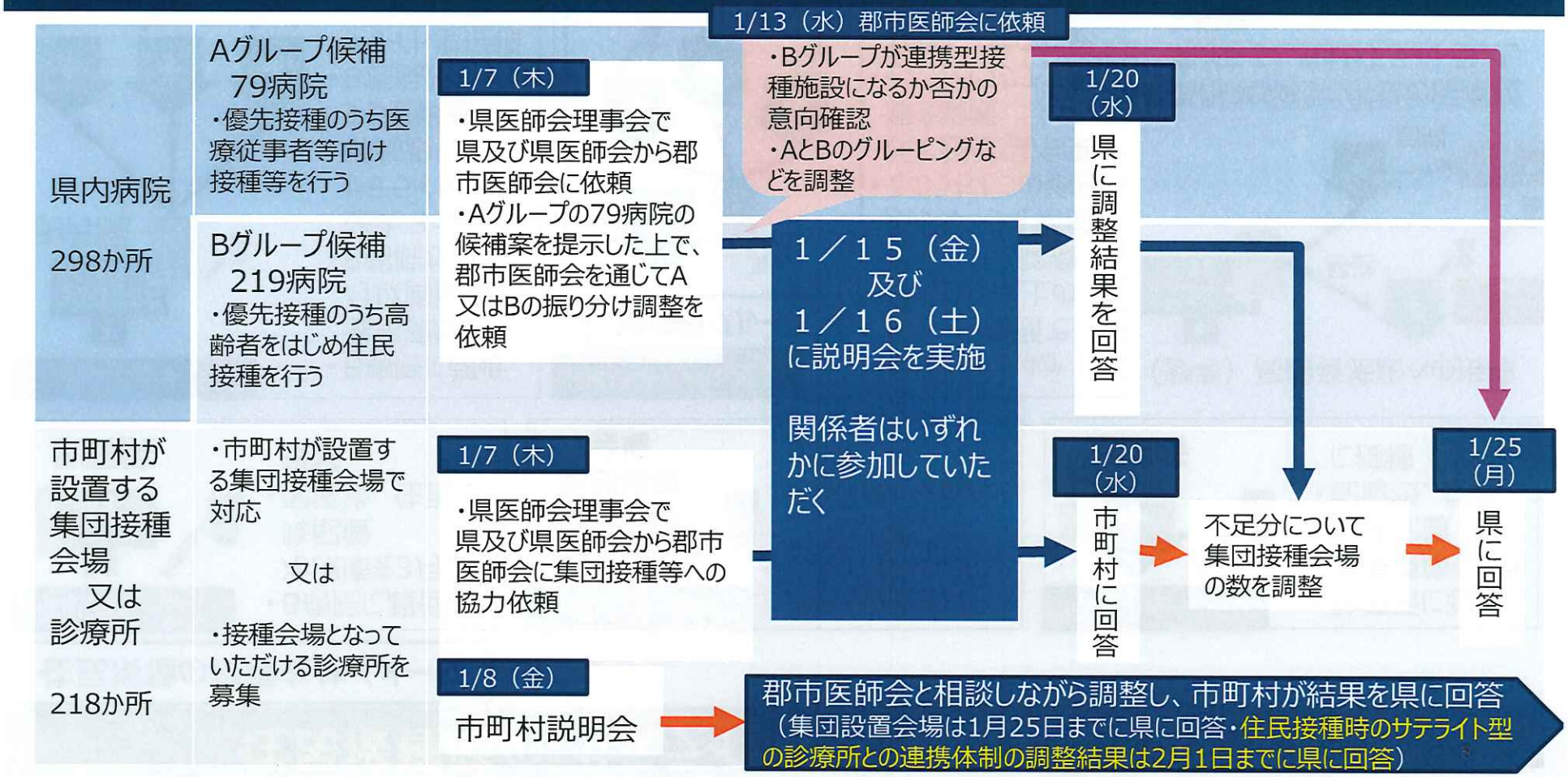
- 複数(最大4か所)の診療所で1000回以上の接種を行う診療所グループを結成
- そのうち1つの診療所に超低温冷凍庫を設置
- そこからワクチンを移送し、全ての診療所でワクチンを接種

（参考） 高齢者施設への接種



- 高齢者施設に併設の医療機関があるときはサテライト型として接種。
- ない場合は、訪問して接種。

ファイザー社の接種会場となる病院の調整スケジュール



1月20日以降の詳細スケジュール

